

共産党員 差別訴訟

関電、12億円支払い、和解

大阪地裁 30年ぶり全面解決

関西電力の社員六十一人が、「共産党員や同党の支持者であることを理由に、賃金や昇進面で差別を受けた」として、関電を相手に総額約十三億四千万円の損害賠償を求めて大阪、京都、神戸、和歌山の四地裁で争っていた訴訟が八日、大阪地裁（松本哲弘裁判長）で一括して和解した。

とを約束。原告側は、大阪地裁以外で係争中の訴訟を取り下げる。関電をめぐる共産党員差別訴訟は、一九六九年元日に社宅でびらを配った社員が就業規則違反でけん責処分を受け、処分の無効確認を求めて同年、関電を相手に神戸地裁で訴訟を起こしたのが始まり。九五年には最高裁判決が、社内で五人の党員を監視・排除した関電側の行為などについて「職場における自由な人間関係を形成する権利を侵害した不法行為にあたる」な

どの判断を示した。三十年間にわたった党員差別訴訟が、今回の和解ですべて解決した。百一人にはすでに退職した人や、訴訟中に亡くなった五人も含まれている。原告側主張によると、関電は社内から共産党員やその支持者を孤立させ、排除するために昇進や昇給を不当に抑えてきた。このため、同じ年齢、勤続、学歴の社員の平均と比べ、最も多い原告で月額十五万七千六百円の格差が生じた、と

月から九六年十二月にかけて、相次いで提訴した。関電側は「格差は能力主義に基づく結果だ」などと反論していた。共産党員やその支持者である電力会社の社員が、「思想や信条を理由に不当な扱いを受けた」として損害賠償を求めた訴訟は、東京電力と中部電力がそれぞれの社員を一括和解した例があるが、いずれも一審で電力会社側の違法性が認定された後で、一審判決前に和解したのは初めて。

関電が12億円支払い 賃金差別集団訴訟で和解 大阪地裁



和解が成立し記者会見する原告ら
(8日午後、大阪市中央区)

共産党員やその支持者で昇進などで差別を受けたとあることを理由に、賃金や一として、関西電力の従業員ら六十一人が同社を相手に、賃金差額の計約十三億四千万円の損害賠償などを求め関西の四地裁で起こしていた集団訴訟は八日、関電側が原告側に十二億円の解決金を支払うことなどで、大阪地裁（松本哲弘裁判長）が一括して和解が成立した。

和解条項は、関電側が今後とも基本的な人権を尊重し、公平、公正に評価、賃金・賃金などを見直す」とする内容になっており、原告・弁護団は「全面勝利の解決」と評価している。

和解には大阪、神戸、京都、和歌山の四地裁の原告の六十一人のほか、未提訴の四十人も加わり、救済される形となった。